

別紙 1

仕様書

1 件名

令和 8 年度電話設備一式更改業務

2 内容

(1) 貸借案件の名称及び数量

電話設備 1 式

(2) 貸借案件の仕様等

別記のとおり

3 履行期間

令和 8 年 6 月 11 日から令和 15 年 6 月 10 日まで

なお、設置は令和 8 年 6 月 10 日までに行い、令和 8 年 6 月 11 日から使用可能な状態とすること。

4 納入場所

公益財団法人愛知臨海環境整備センター(知多郡武豊町字三号地 1 番地)

別記

賃借案件の仕様等

1 目的

この賃借案件の仕様等は、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（以下「愛知臨海環境整備センター」という。）が令和8年度に更新する構内交換機、多機能内線電話機18台、多機能コードレス電話機3台及びこれらに付属する機器（以下「電話設備等」という。）の仕様について必要な事項を定めるものとする。

2 前提条件

(1) 今回の電話設備等の更新は、既設構内交換機の更新を図ることを目的としているため、必要となる機器等の調達、設計、構築、搬入、設置、移行、動作確認、操作説明、工事および主装置保守を含み、安定稼働するためのすべての業務を含むものとする。既存の電話器との互換性を十分調査した上でその他の機器の更新については、原則として当該構内交換機の更新に必要な最小限の計画を図ること。

(2) 受託者は、納入する電話設備等の修理対応について、そのいずれもが部品供給を含め引渡後10年以上の期間を有するものを選定すること。

(3) 電話設備等に係る工事は、有線電気通信法（昭和28年法律第96号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の各規定並びにこれらに関係する告示その他の基準の最新版に適合したものであること。

(4) 電話設備等の運用を開始するためにデータのセットアップ作業及び電話器の設定作業が必要となる場合については、既設、新設を問わず全ての機器についてこの作業を実施するとともに、必要な経費を含むこと。

(5) 今回の更新対象は電話設備等であり、原則既存の配線を利用するが、老朽化等により交換が必要な場合や、既存環境にない配線が必要となる場合は本調達に含めることとする。

(6) 電話回線の契約は公益財団法人愛知臨海環境整備センターにて行い、本調達には含めない。

(7) 事前に愛知臨海環境整備センターの担当者と打合・調整を行い、担当者の指示に従うこと。

3 構内交換機等について

(1) 構内交換機は、NTT西日本株式会社を敷設者とするひかり電話オフィスエースに対応したものであるとともに、下表に定める基準を満たすものであること。

回線種別	実装	使用	備考
ひかり電話	6ch 以上	6ch	ONU から LAN 接続
多機能内線	18台以上	18台	18ボタン以上多機能電話機
多機能コードレス	3台以上	3台	デジタルコードレス電話機
一般内線	2台以上	2台	既設一般電話器 (FAX 含む)

(2) 構内交換機及び構内交換機の交換に伴う多機能内線電話機 18台及び多機能コードレス電話機の交換に際しては、下表に規定する機能を有するものであること。また、配線はスター配線とすること。

機能	内容
共通電話帳	構成するシステム全体で 9,000 件以上登録できること。また、WEB ブラウザで編集がされること。
個別電話帳	多機能電話機毎で使用できること。
電話帳登録	電話帳への名称登録において漢字が使用できること。
発信・着信履歴	発信着信履歴を記録できること。
再発信	最大 52 回以前までの外線発信に対応できること。
着信履歴検索	最大 52 回以前までの着信履歴を検索できること。
内線番号	2桁から 4桁までの設定が可能であること。
保留連想	外線着信した通話を他の内線電話器へ転送できること。
不在転送	不在設定中の内線電話への着信を任意登録した内線電話器へ自動転送できること。
電話機別着信音設定	多機能電話機の操作で電話機毎の着信音の設定ができること。
留守番機能	業務時間外に所定のメッセージを自動応答するように設定できること。 また、手動で解除及び再設定が可能であること。
通話録音	通話録音がシステム全体で 2時間以上であること

4 その他

(1) NTT 西日本が提供するナンバーディスプレイサービスに係る発信者番号通知については、別に示す区分により当該区分が属する場所の電話番号が相手方に通知されるよう設定すること。

(2) 3 (2) に規定する「留守電機能」は、夜間及び暦年による休日並びに年末年始等の区分による設定が電話番号ごとに可能であること。なお、電話番号、各端末ごとの設定詳細については、別途示すものとする。

(3) 構内交換機、多機能内線電話機 18台、多機能コードレス電話機 3台及び一般内線

2台は愛知臨海環境整備センター管理棟に設置する。これらのうち、構内交換機は壁掛け設置、多機能内線電話機16台及び多機能コードレス電話機3台は各事務机上に配置するものとし、多機能内線電話機2台は同管理棟1階会議室にそれぞれ壁掛け設置するものとする。

一般内線はFAX機器（複合機）及び警備通報用機器に接続するものとする。

(4) 本仕様に基づく電話設備等の設置にあたり当該工事部分に障害、不具合が発生した場合の保障は、検収後1年間とすること。

(5) 本仕様に基づく電話設備等の保守契約内容については、契約期間を最長7年とする。

電池等の消耗品を除き、機器配線や部品の設備劣化、雷、火災、自然災害等による故障に関しては無償対応をするとともに、不慮の取扱い故障などの特異故障に関しても保証限度額範囲内で修理対応をする。

また、故障連絡について午前9時から午後5時までの受付分は基本当日対応とする。

保守対応の訪問に際しての派遣費用（月1回まで）は保守費用に含むものとする。

その他、専用サポートセンターにおいて、電話設備の取扱い説明、設定サポート、故障切り分けを行うことを含む。（電話対応及びネットワークによる遠隔対応）各種条件等詳細は受託者と愛知臨海環境整備センターにおいて別途協議・契約するものとする。

(6) 受託者の工事施工に際し、本仕様書の内容について、疑義が生じた場合は、その都度受託者と愛知臨海環境整備センターにおいて協議・解決していくものとする。

(7) 工事材料は、環境に配慮した製品を使用し、工事に伴い発生した廃棄物は、関係法令に従って適切に処理をすること。

(8) 塵埃等を発生させる作業は、既存機器に十分な養生を行い、機能等に悪影響を及ぼさないように施工するものとする・職員の安全には十分配慮の上、据付工事を行うものとする。

(9) 機器の入れ替え後、取り外した既設機器は、愛知臨海環境整備センター内の指定する場所に移動または集積すること。

(10) 本件完了後に、以下に示す完成図書を1部提出すること。

- ・ 納入機器一覧
- ・ システム構成図
- ・ 運用マニュアル（運用上必要となる手順書）
- ・ 保守連絡先（故障時等の連絡先、保守体制を示すもの）
- ・ 物件引渡し完了報告書

公益財団法人愛知臨海環境整備センター 2階事務室配席図

